

## ○研究生に関する規程

平成3年10月17日

制定

最近改正 令和元年12月12日

### (趣旨)

第1条 この規程は、学則第29条第2項の規定に基づき、研究生について必要な事項を定める。

2 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)による在留資格を得ようとする外国人又は出願時に「留学」の在留資格を有する外国人が志願する場合は別に定める。

### (資格)

第2条 研究生を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込の者
- (2) 前号と同等以上の学力があると認められる者
- (3) 本学において、当該研究課題について十分な研究能力があると認められる者

### (出願書類及び検定料)

第3条 研究生を志願する者は、次の各号の書類に検定料を添えて願出しなければならない。

- (1) 研究生申請書
- (2) 履歴書
- (3) 写真(最近3か月以内に撮影したもの)
- (4) 最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書(外国語で書かれている場合、日本語訳を添付)
- (5) 健康診断書(3か月以内に受診したものに限り。外国語で書かれている場合、日本語訳を添付。ただし、出願時点で本学在学学生である場合はこの限りではない。)
- (6) 研究計画書
- (7) その他本学が求める書類

2 前項の検定料の額は別に定める。なお、前学期から継続して研究生に合格した者については、検定料を半額とする。

3 外国に在住する者が志願するときは、日本国内にその代理人をたて、必要な手続きを速やかに遂行できるようにしなければならない。

4 研究生を志願する者は、自ら指導を希望する教員(以下「指導教員」という)と面談をし、研究計画を示した上で、受け入れについての事前承諾を得なければならない。ただし、特

段の事情がある場合は、面談を省略することができる。

(入学の選考及び許可等)

第4条 研究生を志願した者については、教授会において選考する。

- 2 所定の入学手続きを完了した者に対して、学長は研究生として入学を許可する。
- 3 入学した研究生は、指導教員の監督の下作成した月次報告書を翌月初日に、学務課又は四條畷学務課に書面で提出しなければならない。月の初日が祝日等の場合は翌業務日とする。

(在学期間)

第5条 研究生の在学期間は、半年又は1年とする。

(入学の時期)

第6条 研究生の入学時期は、学期始めとする。

(入学金及び授業料)

第7条 研究生の入学金及び学費は別に定める。

- 2 研究生の選考に合格した者は、入学手続き期間内に所定の入学金及び学費を全額納入しなければならない。
- 3 前項に定める費用を納入しない場合、学長は合格を取り消す場合がある。
- 4 前学期から継続して研究生に合格した者については、入学金の支払いを免除する。

(身分の取消)

第8条 入学後、第2条に定める出願資格を満たさないことが判明した者、研究態度が不良な者、その他不適当な行為のあった者については、学長は研究生の身分を取り消すことができる。

(準用)

第9条 この規程に定めるもののほか、研究生には本学学則及び学生諸規則を準用する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が決定し、理事長へ報告する。

附 則

この規則は、平成3年10月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年7月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年9月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年1月1日から施行する。